

第70号議案

芦屋市税外徴収金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

芦屋市税外徴収金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和2年11月30日提出

芦屋市長 伊藤 舞

提案理由

地方税法の一部改正を踏まえ、関係条例において、延滞金の割合の特例に係る規定を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

(芦屋市税外徴収金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正)

第1条 芦屋市税外徴収金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例(昭和33年芦屋市条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(延滞金の割合の特例)</p> <p>2 当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(延滞金の割合の特例)</p> <p>2 当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合適用年における特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>

(芦屋市介護保険条例の一部改正)

第2条 芦屋市介護保険条例(平成12年芦屋市条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(延滞金の割合の特例)</p> <p>第7条 当分の間、第9条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては<u>当該延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(延滞金の割合の特例)</p> <p>第7条 当分の間、第9条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>

(芦屋市国民健康保険条例の一部改正)

第3条 芦屋市国民健康保険条例(昭和38年芦屋市条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第3条 当分の間、第19条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)</u>とする。</p>	<p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第3条 当分の間、第19条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。))</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年<u>(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)</u>中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)</u>とする。</p>

(芦屋市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第4条 芦屋市後期高齢者医療に関する条例(平成20年芦屋市条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第3条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては<u>当該延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>	<p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第3条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>

(阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)中部土地区画整理事業(鳴尾・御影線地区)施行規程の一部改正)
 第5条 阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)中部土地区画整理事業(鳴尾・御影線地区)施行規程(昭和40年芦屋市条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(清算金の算定)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 法第90条もしくは第91条第4項の規定により換地を定め ない場合または法第92条第3項の規定により借地権の目的と なる宅地もしくはその部分を定めない場合における法第94条 の規定による清算金の額は、前項に準じて定める。</p> <p>(清算金の分割徴収または分割交付)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 前項にかかる利子は、令第61条第1項の規定により、第1回 の分割徴収または分割交付すべき期日の翌日から付すべきもの とし、その利率は、<u>法第103条第4項の規定による公告があつ た日の翌日における法定利率とする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 清算金を分割徴収し、または分割交付する場合には、第 1回の徴収金または交付金の額は、分割する清算金の総額を分割 の回数で除して得た額を下らない額とし、第2回以後の徴収金ま</p>	<p>(清算金の算定)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 法第90条もしくは第91条第3項の規定により換地を定め ない場合または法第92条第3項の規定により借地権の目的と なる宅地もしくはその部分を定めない場合における法第94条 の規定による清算金の額は、前項に準じて定める。</p> <p>(清算金の分割徴収または分割交付)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 前項にかかる利子は、令第61条第1項の規定により、第1回 の分割徴収または分割交付すべき期日の翌日から付すべきもの とし、その利率は、<u>年6パーセントとする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 清算金を分割徴収し、または分割交付する場合には、第 1回の徴収金または交付金の額は、分割する清算金の総額を分割 の回数で除して得た額を下らない額とし、第2回以後の徴収金ま</p>

改正後	改正前
<p>たは交付金の額は、前回の徴収し、または交付すべき期限の翌日から起算して6カ月目ごとに<u>法定利率</u>の利子を合わせて毎回均等とする。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>付 則</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>2 当分の間、第27条の2第2項に規定する延滞金の年10.75パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。</u>以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年10.75パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年10.75パーセントの割合を超える場合には、年10.75パーセントの割合)とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</u></p>	<p>たは交付金の額は、前回の徴収し、または交付すべき期限の翌日から起算して6カ月目ごとに<u>年6パーセント</u>の利子を合わせて毎回均等とする。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>付 則</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>2 当分の間、第27条の2第2項に規定する延滞金の年10.75パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。</u>以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年<u>(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)</u>中においては、年10.75パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年10.75パーセントの割合を超える場合には、年10.75パーセントの割合)とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</u></p>

(芦屋市道路占用料条例の一部改正)

第6条 芦屋市道路占用料条例(昭和29年芦屋市条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>4 当分の間、第6条第2項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年14.5パーセントの割合を超える場合には、年14.5パーセントの割合）とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>4 当分の間、第6条第2項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年14.5パーセントの割合を超える場合には、年14.5パーセントの割合）とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u></p>

（芦屋国際文化住宅都市下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正）

第7条 芦屋国際文化住宅都市下水道事業受益者負担に関する条例（昭和46年芦屋市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p style="text-align: center;">(延滞金の割合の特例)</p> <p>4 当分の間、第15条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合という。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年14.5パーセントの割合を超える場合には、年14.5パーセントの割合)とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">付 則</p> <p style="text-align: center;">(延滞金の割合の特例)</p> <p>4 当分の間、第15条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。)中においては、年14.5パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年14.5パーセントの割合を超える場合には、年14.5パーセントの割合)とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</u></p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。ただし第5条中阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)中部土地地区画整理事業(鳴尾・御影線地区)施行規程第24条及び第27条に係る改正規定は、公布の日から施行する。

(芦屋市税外徴収金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例による改正後の芦屋市税外徴収金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例附則第2項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(芦屋市介護保険条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例による改正後の芦屋市介護保険条例附則第7条の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(芦屋市国民健康保険条例の一部改正に伴う経過措置)

4 この条例による改正後の芦屋市国民健康保険条例附則第3条の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(芦屋市後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 この条例による改正後の芦屋市後期高齢者医療に関する条例附則第3条の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)中部土地区画整理事業(鳴尾・御影線地区)施行規程の一部改正に伴う経過措置)

6 この条例による改正後の阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)中部土地区画整理事業(鳴尾・御影線地区)施行規程付則第2項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(芦屋市道路占用料条例の一部改正に伴う経過措置)

7 この条例による改正後の芦屋市道路占用料条例附則第4項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(芦屋国際文化住宅都市下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

8 この条例による改正後の芦屋国際文化住宅都市下水道事業受益者負担に関する条例付則第4項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

参 照

芦屋市税外徴収金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例等の一部改正要綱

1 改正の趣旨

地方税法の一部改正を踏まえ、関係条例において、延滞金の割合の特例に係る規定を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 地方税法の一部改正により、延滞金に係る「特例基準割合」の用語が「延滞金特例基準割合」に改められたことによる文言の整理

(第1条から第7条まで関係)

条例名	該当条項	改正内容
芦屋市税外徴収金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例	附則第2項	それぞれの規定中「特例基準割合」の文言を「延滞金特例基準割合」に改める。
芦屋市介護保険条例	附則第7条	
芦屋市国民健康保険条例	附則第3条	
芦屋市後期高齢者医療に関する条例	附則第3条	
阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）中部土地区画整理事業（鳴尾・御影線地区）施行規程	付則第2項	
芦屋市道路占用料条例	附則第4項	
芦屋国際文化住宅都市下水道事業受益者負担に関する条例	付則第4項	

- (2) その他所要の規定の整理

3 施行期日等

- (1) 令和3年1月1日。ただし、2(2)の改正規定は、公布の日から施行する。
(2) 2(1)に係る経過措置

改正後の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

延滞金・還付加算金の割合の引下げ

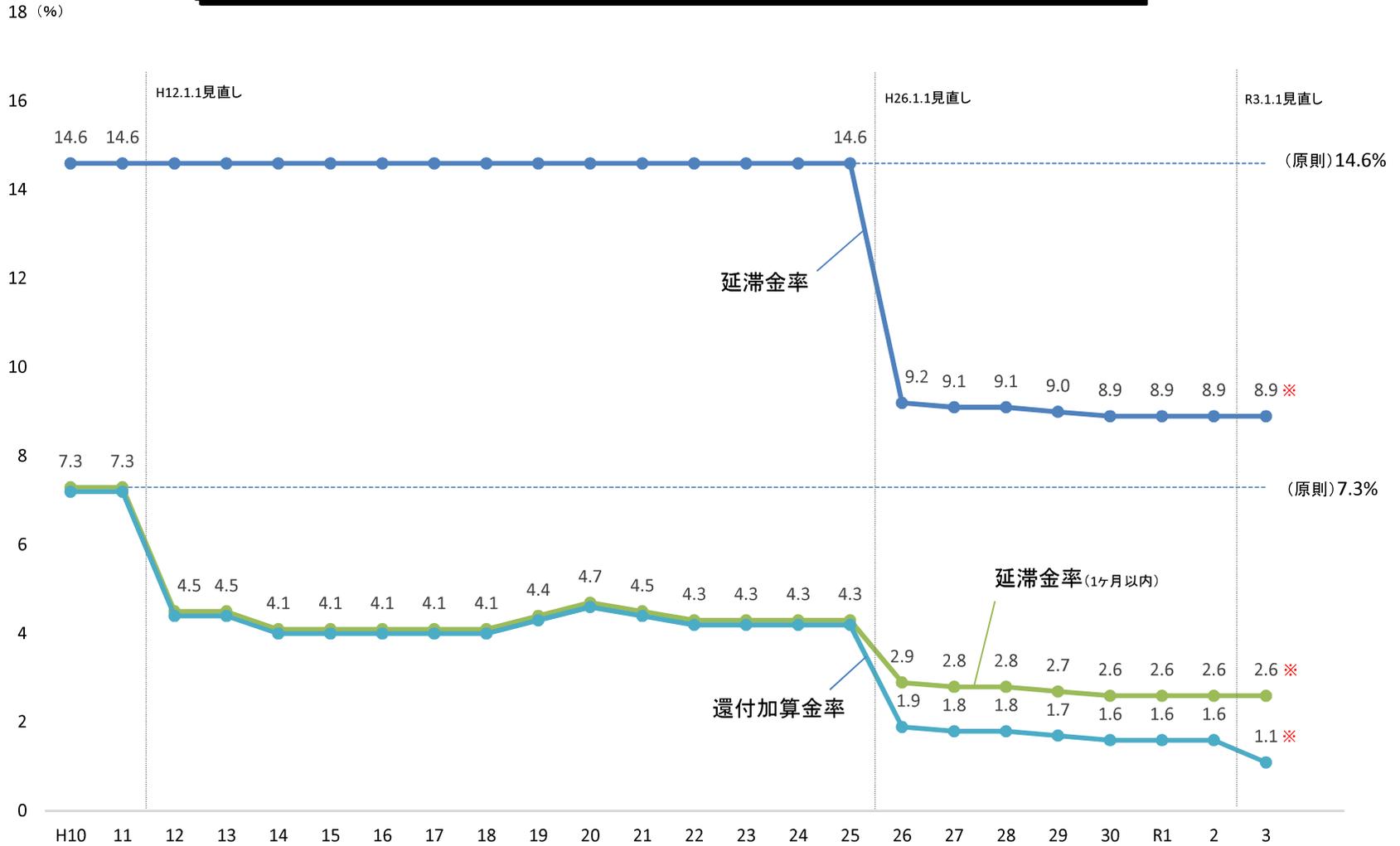
✓ 国税における見直しと同様、地方税の延滞金及び還付加算金について、市中金利の実勢を踏まえ、その割合の引下げを行う。 ※令和3年1月1日施行

※ 延滞金については、遅延利息としての性格や滞納を防止する機能、回収リスクの観点から、その水準を維持する。
ただし、徴収の猶予等の場合や納期限の延長の場合については、国税における延滞税・利子税と同様に割合の引下げを行う。

	内 容	現 行	(参考) R2年分	改正後 (R3年分～)
還付加算金	市から納税者への還付金に付される利息	特例基準割合 (平均貸付割合+1%)	年1.6%	還付加算金特例基準割合 (平均貸付割合+0.5%)
延滞金	法定納期限を徒過し履行遅滞となった場合に遅延利息として課されるもの	特例基準割合 (平均貸付割合+1%) +7.3% (早期納付を促す)	年8.9%	延滞金特例基準割合 ※ 名称変更のみ
1ヶ月以内等	早期納付を促す観点から低い利率で設定	特例基準割合 (平均貸付割合+1%) +1% (早期納付を促す)	年2.6%	延滞金特例基準割合 ※ 名称変更のみ
徴収の猶予等	事業廃止等、納税者の納付能力の減退といった状態に配慮し、利率を軽減	特例基準割合 (平均貸付割合+1%)	年1.6%	猶予特例基準割合 (平均貸付割合+0.5%)
納期限の延長	法人市民税(及び法人事業税)について納期限の延長があった場合に課されるもの	特例基準割合 (平均貸付割合+1%)	年1.6%	平均貸付割合+0.5% ※ 法令上の名称なし

※ 「平均貸付割合」は、各年の前々年9月から前年8月まで(現行:前々年10月から前年9月まで)の各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年11月30日まで(現行:前年12月15日まで)に財務大臣が告示する割合。

延滞金・還付加算金の割合の推移



※ 令和3年分の率については、資料作成時点で未定であるため、令和2年分の「平均貸付割合」(年0.6%)を前提として表示している。